

県や市等の行政機関は、消防法や高圧ガス保安法などの法令による事業所への規制・指導のほか、訓練や啓発活動などを行っています。

【防災訓練】

石油コンビナートでの大規模な災害に対応するため、行政機関は、単独訓練や事業所や関係機関との合同訓練など、様々な訓練を実施しています。

- 県は、地震による危険物の漏えいやタンク火災等の大規模な災害を想定し、関係機関や事業所と合同図上訓練を実施しました。
- 臨海部の各消防署は、事業所との合同訓練を定期的に行い、事業所の対応能力の向上を図っています。



合同図上訓練(県)

【情報発信】

コンビナート周辺地域の皆様を中心として、情報発信に取り組んでいます。

- 県では、平成28年度から、各事業所の防災に関する取組状況を調査し、その結果の概要をホームページに公表する取組を開始しました。
- 川崎市では、啓発パンフレットの作成・配布や臨海部を対象とした防災訓練、防災講座などを実施しました。



臨海部防災講座(川崎市主催)

【避難計画】

横浜市及び川崎市は、大規模な火災や爆発等が発生し、石油コンビナート地域外にも影響が及ぶ万一の事態を想定した避難対策を含め、市の細部運用計画について見直し作業に取り組むなど、対応を進めています。

石油コンビナートの地震防災対策の充実

- 平成29年度版 -

- 石油コンビナート等防災計画に係る予防対策の取組状況調査結果の概要 -



神奈川県の石油コンビナートは、全国有数の規模を持ち、製油所や化学工場などでガソリンや灯油、化学素材等、私たちの生活に欠かせない製品を供給している重要な拠点です。

これまで、石油コンビナートは、わが国の経済を支えてきましたが、一方で、災害や事故等に備え、県や市、事業者などが一体となり、防災対策を進めてきました。

神奈川県では、東日本大震災等の新たな知見をもとに、平成25年度から26年度にかけて「石油コンビナート等防災アセスメント調査」を実施し、地震等による石油コンビナートへの被害状況等を推定しました。

この調査の結果を踏まえ、平成28年3月に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を修正し、想定した災害に対する予防対策等を充実・強化しました。

本パンフレットでは、石油コンビナートの防災対策の状況を紹介します



神奈川県内の石油コンビナート

今後について

県や横浜市、川崎市は、地域の消防や警察、海上保安庁及び事業所等と連携して、石油コンビナート地域が、安心・安全で、活力ある産業拠点であり続けるよう、取り組んでいきます。

【問合せ先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課コンビナートグループ 工藤、田澤
電話番号: 045-210-3479、ファックス番号 045-210-8830

【神奈川県石油コンビナート等防災計画】

平成28年3月に修正した「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の本文及び概要は、次のホームページで公表しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5050/p15002.html>

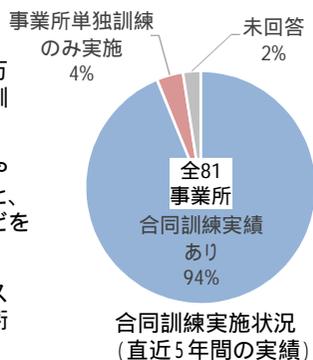
事業所の自主的な取組みにより、コンビナートの大規模な火災等につながらないように災害対策を充実

危険物や高圧ガスを大量に保有している特定事業所(81事業所)を対象にアンケート調査を実施しました。
グラフ内の数値は、平成29年9月調査時点のものです。

【防災訓練】

災害発生時の初期対応等を確実にを行うため、毎年防災訓練を実施しています。

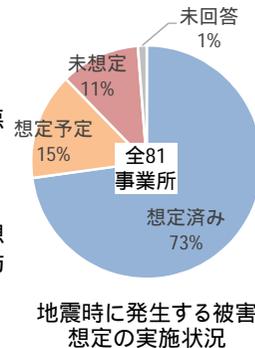
- 事業所は、地震や火災等の万一の災害に備え、毎年防災訓練を実施しています。
- 多くの事業所は、公設消防や近隣事業所などの外部機関と、合同訓練を実施し、連携などを確認しています。
- また、国主催の技能コンテストに参加するなど、消火技術の向上に取り組んでいます。



【地震等の被害想定の実施】

地震や火災時に起こる被害を、事業所独自に想定することで、災害対策に活用しています。

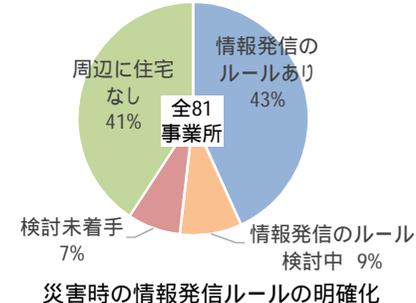
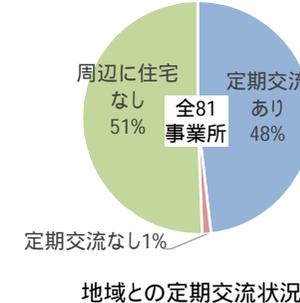
- 事業所は、地震や火災等により、どのような被害が発生するか最悪のシナリオの想定を行っています。
- 被害を最小限にするため、被害想定を、独自の災害対策の検討や防災訓練などに活用しています。



【情報発信】

地域の皆様と交流するため、説明会等を開催しています。

- 事業所は、万一の災害時の適切な広報活動のため、情報発信のルール作りを進めています。



【高圧ガスタンクの地震対策】

LPガスなどを入れた高圧ガスタンクは、全てが「より厳しい耐震基準」に対応しています。

- 県では、国の耐震基準ができる前の昭和48年から、独自の基準を定めるとともに、事業所の皆様の協力のもと、全てのタンクが「より厳しい耐震基準」に対応しています。



より厳しい耐震基準への対応状況

昨年度未適合だったタンク(2基)は、今年度、改修工事が完了しました。

「より厳しい耐震基準」とは、強い地震に対して、設備は変形しても、倒壊しない耐震基準を指します。

【危険物タンクの地震対策等】

原油や灯油などを入れた大型危険物タンクは、新耐震基準への適合が完了しました。

- 大型危険物タンク(500kℓ以上)は、法令により、新しい耐震基準への適合が求められており、平成29年3月末までに稼働中の全てのタンクの適合が完了しました。



新耐震基準への適合状況

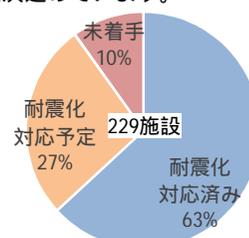
- また、事業所は、自主的に「遠隔操作可能な緊急遮断弁」の設置を進めており、法令上設置義務のない1万kℓ未満の大型危険物タンクの約半数にも設置されています。

「遠隔操作可能な緊急遮断弁」は、タンクの元弁を遠隔で自動的に閉止できることから、油の流出の速やかな停止に有効です。

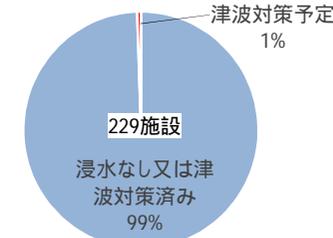
【製品等の製造設備の対策】

化学製品等の製造設備は、災害時にも安全に停止できる仕組みになっています。

- 事業所は、地震等の災害に備えて、製造設備の緊急停止対応や運転状態の監視を行うコントロールルーム(計器室)の耐震化工事や津波浸水対策を順次進めています。



コントロールルーム(計器室)の地震対策



コントロールルーム(計器室)の津波浸水対策

南海トラフ巨大地震の津波浸水想定に対して、対策の実施状況を調査。

- また、事業所は、製造設備の緊急停止に必要な保安設備(余剰ガスを処理するフレアスタック等)についても、耐震性の確認を行い、地震時にも確実に緊急停止できるか検証を進めています。

